

後発品（ジェネリック医薬品）がある医薬品の  
先発品を希望する時の自己負担に関するお知らせ

令和6年10月より、医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は、**後発医薬品との差額の一部が選定療養費として、患者さんの自己負担となります。** 選

定療養は保険給付ではないため消費税が別途かかります。

ご理解のほど、よろしくお願い致します。

※**長期収載品**とは

後発品のある先発医薬品で後発収載後から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件に合った品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

※**選定療養**とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の1つで、保険外診療にあたるものです。

他には入院の際に患者さんの希望で個室を選ばれた場合の差額ベッド代等がこれに該当します。

ご質問の場合は、当院医事課（1階事務所）にお問い合わせください。

2024年8月 藤本病院